

畑石委員（自民議連）

令和5年2月27日  
教育長答弁実録  
（教育委員会）

（問）公募型プロポーザル手法を活用しなかった理由について

この報告書では、随意契約した事業が、委託先が異なれば、内容も成果も異なり得る極めて個性の強い業務であったという理由により一般競争入札を原則とする地方自治法234条2項違反ではないと結論付けている。個性の強い業務であるならば、なぜ公募型プロポーザル手法を活用して事業者公募をかけなかったのか、その理由を、教育長に伺う。

（答）

公募型プロポーザルにより、契約の相手方を選定していない理由といたしましては、当時、担当部署におきまして、事業の特殊性・専門性から、当該事業をキャリアリンク以外に実施できる事業者があると認識していなかったことから、随意契約が適当であると判断したことによるものでございます。